

○小諸市公益通報に関する事務処理要綱

令和4年5月27日  
告示第160号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づき、市職員等及び外部の労働者等からの法令違反行為等に関する市への通報及び相談(以下「公益通報」という。)を適切に取り扱うため、市が講ずるべき措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市職員等 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員(以下「職員」という。)

イ 市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。)の役員及び当該事業者に従事している者

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市の施設の指定管理者の役員及び当該指定管理者が管理する施設の管理業務に従事している者

エ 市が資本金、出資金その他これに準じるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で市長が定めるものの役員及び当該法人に従事している者

オ アからエに規定する者であった者

カ アからオに規定する者のほか、市の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(2) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 公益通報の内容となる事実に関する事業者<sup>ア</sup>に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者(以下「取引先事業者」という。)の労働者

イ 公益通報の内容となる事実に関する事業者及び取引先事業者の理事、取締役その他の役員

ウ 取引先事業者

エ アからウに規定する者であった者

オ アからエに規定する者のほか、公益通報の内容となる事実に関する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(3) 内部公益通報 市職員等からの公益通報をいう。

(4) 外部公益通報 外部の労働者等からの公益通報をいう。

(5) 主管課 小諸市組織規則(昭和45年小諸市規則第10号)第3条に規定する課、室及び所、小諸市教育委員会事務局組織規則(昭和47年小諸市教育委員会規則第7号)第2条に規定する課、小諸市水道事業組織及び処務規程(昭和43年小諸市水道事業管理規程第1号)第2条に規定する課、小諸市議会事務局設置条例(昭和44年小諸市条例第3号)に規定する事務局、小諸市農業委員会事務局設置規程(昭和43年小諸市農業委員会訓令第2号)第1条に規定する事務局、小諸市監査委員条例(昭和29年小諸市条例第10号)第6条に規定する事務局、小諸市選挙管理委員会規程(昭和45年小諸市選挙管理委員会告示第1号)第14条第1項に規定する事務局、小諸市等公平委員会共同設置規約(昭和42年小諸市告示第10号)第5条に規定する公平委員会の事務を補助する職員並びに小諸市固定資産評価審査委員会条例(昭和29年小諸市条例第49号)第3条第1項に規定する書記をいう。

(総括通報責任者)

第3条 市長は、公益通報への対応に関する事務を総括するため、総括通報責任者を定めるものとし、総務部長をもって充てる。

2 総括通報責任者は、公益通報への対応に関する研修の実施、公益通報に関する調査の進捗管理、公益通報を理由とする不利益な取扱いの防止その他公益通報への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。

3 総括通報責任者は、前項に規定する事務を通報責任者に行わせることができるとし、通報責任者は小諸市個人情報保護法施行条例施行細則(令和4年小諸市規則第42号)第3条第1項に規定する個人情報管理責任者をもって充てる。

(公益通報への対応)

第4条 公益通報に一元的な対応をするため、総務部総務課に公益通報の窓口(以下「通報窓口」という。)を置き、総括通報責任者がこれを総括する。

2 通報窓口は、次に掲げる事務を行うものとする。ただし、第1号から第3号までの規定は、通報窓口を経由せずに主管課に対してなされた公益通報を、当該主管課において受け付けることを妨げるものではない。

- (1) 公益通報の受付に関すること。
- (2) 公益通報への対応における意見又は苦情の受付に関すること。
- (3) 通報者及び相談者(以下「通報者」という。)との連絡調整に関すること。
- (4) 主管課との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(受付の範囲及び取扱い)

第5条 市長は、次に掲げる内容の公益通報を受け付けるものとする。この場合において、公益通報の実効性を確保するため、匿名による公益通報についても、可能な限り実名による公益通報と同様の取扱いをするものとする。

- (1) 法第2条第3項に規定する通報対象事実
- (2) 法令又は市の区域内若しくは職員に適用される条例、規則その他の規程に違反する行為に関する内容
- (3) 前2号に定めるもののほか、法令遵守等の確保及び適正な業務遂行のために必要と認められる内容

2 市長は、公益通報があったときは、誠実かつ公正に対応するものとし、正当な理由なく受付又は受理を拒んではならない。

3 第1項に規定する内容について、市長が処分、勧告等をする権限を有しないときは、当該権限を有する行政機関を通報者に対して教示するものとする。

(受付手続)

第6条 市長は、前条の規定により公益通報を受け付けたときは、小諸市公益通報受付票(別記様式)により処理するものとし、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による公益通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 公益通報に関する秘密は保持されること。
- (2) 通報者に対する不利益な取扱いはしないこと。
- (3) 公益通報を受け付けた後の手続の流れに関すること。

2 前項の場合において、郵送、電子メール等、通報者が受付を確認できない方法により公益通報がなされたときは、速やかに通報者に対して受付をした旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により受け付けた公益通報の内容について、調査、是正措置等の必要性を検討の上、受理又は不受理を決定するものとし、速やかにその旨を通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第7条 市長は、前条第3項の規定により公益通報を受理したときは、当該公益通報に関する秘密を保持するとともに、通報者が特定されないよう十分留意しながら、速やかに必要かつ相当と認められる方法により調査を行うものとする。

2 職員は、内部公益通報に関する調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、誠実に対応しなければならない。

3 総括通報責任者及び通報責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査が適切に行われるよう調査の進捗等を管理するものとする。

4 市長は、第1項に規定する調査が完了したときは、法令遵守等の確保並びに適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、速やかにその結果を通報者に通知するものとする。

(他の行政機関との協力)

第8条 市長は、公益通報その他法令等に違反する事実に関し、処分、勧告等をする権限を複数の行政機関が有している場合又は他の行政機関から公益通報に関する調査等の協力を求められた場合には、当該行政機関と連携して調査を行う等、相互に緊密に連絡して協力するものとする。

(是正措置等の実施)

第9条 市長は、第6条第1項の規定による調査を行った結果、第5条第1項各号に掲げる事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置、再発防止策その他必要な措置(以下「是正措置等」と

いう。)を講じなければならない。

- 2 市長は、是正措置等を講じたときは、法令遵守等の確保並びに適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、速やかにその内容を通報者に通知するものとする。
- 3 市長は、内部公益通報に対する是正措置等を講じた後、是正措置等の効果、再発の有無等を確認するとともに、必要に応じ、新たな是正措置等を講じるものとする。  
(秘密の保持及び情報管理の徹底)

第10条 公益通報への対応に関与した職員(公益通報への対応に付随する業務を通じて、公益通報に関する情報を知り得た者を含む。以下同じ。)は、公益通報に関する情報(通報者の氏名、所属その他通報者の特定につながり得る情報を含む。以下同じ。)を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 公益通報への対応に関与した職員は、公益通報への対応に関する秘密の保持及び情報管理の徹底を図るため、公益通報に関する情報を共有する範囲を必要最小限にとどめなければならない。  
(利益相反関係の排除)

第11条 職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件その他利益相反関係を有する案件に関する公益通報への対応に関与してはならない。

- 2 総括通報責任者は、公益通報への対応に関与する職員が当該公益通報に利益相反関係を有していないか確認しなければならない。  
(通報者の保護)

第12条 市長は、市に対し不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正な目的でなく、内部公益通報を行った通報者に対し、内部公益通報を行ったことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 市長は、公益通報への対応が終了した後においても、通報者からの相談に適切に応じる等、通報者の保護に資するよう努めなければならない。  
(制度等の周知)

第13条 市長は、職員、市の区域内の事業者、労働者等に対して、広報その他の方法により、法、公益通報の制度等について、周知するよう努めるものとする。

(公表及び改善)

第14条 市長は、毎年度この要綱の規定に基づく公益通報に関する事項を公表するものとする。

- 2 市長は、公益通報の運用状況について、定期的に評価及び点検を行うとともに、必要に応じて、公益通報への対応を改善するよう努めるものとする。  
(他の法令等との関係)

第15条 公益通報への対応については、他の法令(条例、規則その他の規程を含む。)に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年2月24日告示第19号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

別記様式 (第 6 条関係)

小諸市公益通報受付票

受付日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
通報方法	面談・電話・メール・文書・その他 ( )	
通報者情報 <small>(匿名の場合は、可能な限り記入)</small>	氏 名	
	所 属 (事業所名)	
	住 所	
	連 絡 先	
通報内容	違反者氏名	
	所 属 (事業所名)	
	違法行為等の内容	※日時、場所、内容、目的、原因等
	証拠書類等	あり・なし
	関係法令等	
	特記事項	

《通報者への説明事項》

- 公益通報に関する秘密は保持される。
- 通報者に対する不利益な取扱いはしない。
- 公益通報を受け付けた後の手続の流れ。